電気通信大学学長業績評価実施要項

- 1. 学長業績評価の期間 事業年度(4月1日~3月31日)とする。
- 2. 学長業績評価の時期 原則として、毎事業年度終了後に学長の業績評価を行う。
- 3. 学長業績評価の方法
 - (1) 学長選考・監察会議により、学長ヒアリングを実施する。
 - (2) 学長ヒアリングの際には下記の事項について、学長がプレゼンテーションを行う。
 - ・ 当該期間の自己評価
 - ・今後の運営方針及びビジョン(「学長の次の任期への方針」を含む。)
 - ・ 学長選考・監察会議からの質問事項
 - (3) 学長プレゼンテーションを受け、質疑応答を行う。
 - (4) 学長ヒアリング終了後、学長業績評価案について審議を行う。
 - (5) 学長業績評価に当たっては、監事の意見を求める。
- 4. 学長業績評価の際に参考とする資料
 - 学長選考基準、所信表明
 - · 中期目標 · 中期計画
 - ・当該事業年度における業務の実績報告書・監事監査報告書
 - ・学長から、学長業績評価を受けるに当たり提出された資料
 - ・その他学長選考・監察会議が適宜必要と認めた参考資料
- 5. 学長業績評価の結果について
 - ・結果を書面で学長に通知する。
 - ・評価結果については公表する。
- 6. 再任要請の審議及び選考における活用

国立大学法人電気通信大学学長選考等規程第8条第1項に定める学長への再任要請 に関する審議及び選考の場合は、学長就任からの学長業績評価を用いる。